２０２０年5月５日

教習生各位

臨時休業期間延期のお知らせ

いつもはニュードライバー教習所をご愛顧賜り誠にありがとうございます。
２０２０年５月４日（月）政府より、緊急事態宣言延長の発令がありました。
翌日の５月５日（火）京都府より、営業自粛要請延長があり、ニュードライバー教習所は、京都府の営業自粛要請延長に応え、引き続き当面の間、臨時休業（全ての教習業務・検定業務・受付業務を休止）させていただきます。
教習生皆様のご理解、ご協力よろしくお願いします。

教習業務等再開の時期につきましては、ホームページ等でご案内します。
休業期間中も入所申し込みは、ホームページにて受け付けております。
教習期限等の取扱いについては、こちらをご精読のうえ、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。
運転免許更新手続きについては、こちらをご確認ください。

なお、休業期間中は担当職員が対応しております。
問い合わせ窓口　　０７５－３１３－９００７
（１０：００～１７：００）
※日曜日を除く